

5 相続税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成17年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 相続時精算課税・・・ 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦年課税分・・・ 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、贈与財産価額 相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2割加算額・・・・・・・・ 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者等一定の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 納税猶予・・・・・・・・ 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の税率等(平成16年分)

法定相続分に応ずる取得金額	1,000万以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下	3億円超
税率	% 10	% 15	% 20	% 30	% 40	% 50
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	4,700万円

(使用方法) 法定相続分に応ずる取得金額×税率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

- (1) 税額控除・・・・・・・・ 相続税額から控除される金額で次の種類がある。
 - イ 暦年課税分・・・ 暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が税額から相続税額から控除される。
 - ロ 配偶者の税額軽減・・・ 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
 - ハ 未成年者控除・・・・・・・・ 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
 - ニ 障害者控除・・・・・・・・ 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
 - ホ 相次相続控除・・・・・・・・ 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 相続時精算課税分・・・ 相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。
- (3) 遺産に係る基礎控除・・・ 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	相続人の数	金 額
	人	千円
取得財産価額	4,254	293,788,845
相続時精算課税適用財産価額	35	906,742
債務控除額	2,107	20,975,342
暦年課税分贈与財産価額	386	1,708,145
課税価格	実 4,261	275,428,392
相続税額	算出税額	4,120 31,853,051
	2割加算額	201 212,070
	計	実 4,120 32,065,121
税額控除	暦年課税分贈与税額	145 202,920
	配偶者	788 9,075,028
	未成年者	81 28,766
	障害者	79 91,459
	相次相続	139 215,386
	外国税額	— —
計	実 1,187 9,613,558	
差引税額	実 3,556	22,451,565
相続時精算課税分贈与税額控除額	8	14,137
小計	3,555	22,437,428
納税猶予額	259	4,615,093
納付税額	実 3,461	17,822,335
災害減免法による免除税額	—	—
遺産に係る基礎控除額	1,498	124,200,000

調査対象等：平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注)1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人数
	相続人の数	金額			相続人の数	金額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成12年分	4,892	372,649,644	65,690,414	22,675,207	3,942	34,533,800	1,695
13	4,149	328,524,316	57,395,146	14,218,102	3,430	33,324,441	1,506
14	4,471	315,661,619	45,851,480	13,465,464	3,652	24,354,265	1,568
15	4,327	309,403,778	40,281,280	12,720,250	3,533	21,476,719	1,551
16	4,261	275,428,392	32,065,121	9,613,558	3,461	17,822,335	1,498

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

5 相続税

(3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
本 年 分	申 告 額	4,261	274,872,019	3,468	17,763,251	1,498
	修正申告による増差額	55	730,551	98	151,243	42
	更正による増差額	—	—	—	—	—
	更正等による減差額	32	△ 174,178	46	△ 92,159	20
	決 定 額	—	—	—	—	—
	計	実 4,261	275,428,392	実 3,461	17,822,335	実 1,498
過 年 分	申 告 額	123	5,439,333	113	480,054	58
	修正申告による増差額	1,087	12,801,664	1,579	2,288,480	596
	更正による増差額	12	2,004,936	21	550,039	3
	更正等による減差額	184	△ 2,377,371	237	△ 527,497	122
	決 定 額	1	2,000	1	550	1
	計	実 141	17,870,562	実 228	2,791,625	実 58
合 計	申 告 額	4,384	280,311,352	3,581	18,243,305	1,556
	修正申告による増差額	1,142	13,532,215	1,677	2,439,723	638
	更正による増差額	12	2,004,936	21	550,039	3
	更正等による減差額	216	△ 2,551,549	283	△ 619,656	142
	決 定 額	1	2,000	1	550	1
	計	実 4,402	293,298,954	実 3,689	20,613,960	実 1,556

調査対象等：「本年分」は、平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注)「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	13	763	39	3,137	—	—
過 年 分	1,217	294,555	116	19,481	62	50,924
合 計	1,230	295,318	155	22,617	62	50,924

調査対象等：「(3) 申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
徳 島 県	徳 島	484	36,502,006	374	2,080,900	180
	鳴 門	204	14,706,383	147	995,035	78
	阿 南	94	6,198,398	69	264,692	37
	川 島	50	2,978,746	40	142,788	18
	脇 町	24	1,799,937	19	105,294	10
	池 田	27	1,817,936	22	122,860	10
計	883	64,003,406	671	3,711,568	333	
香 川 県	高 松	667	44,884,346	562	3,321,383	241
	丸 亀	196	11,379,962	152	438,440	72
	坂 出	202	11,280,447	153	553,480	68
	観 音 寺	111	5,043,102	88	131,858	39
	長 尾	81	3,645,858	65	212,593	21
	土 庄	15	1,029,144	13	89,257	6
計	1,272	77,262,859	1,033	4,747,011	447	
愛 媛 県	松 山	842	52,513,794	701	3,389,401	278
	今 治	182	11,211,468	148	660,473	61
	宇 和 島	57	3,700,794	51	210,827	21
	八 幡 浜	83	5,335,589	70	314,656	25
	新 居 浜	89	5,743,190	70	297,755	33
	伊 予 西 条	118	6,260,272	101	299,113	43
	大 洲	47	2,809,645	39	192,596	15
	伊 予 三 島	115	5,476,569	94	160,228	36
計	1,533	93,051,321	1,274	5,525,050	512	
高 知 県	高 知	373	27,620,291	312	2,916,028	126
	安 芸	15	1,149,229	13	69,184	7
	南 国	91	5,922,579	78	309,794	37
	須 崎	11	1,199,757	11	102,898	6
	中 村	32	1,670,301	27	49,970	11
	伊 野	51	3,548,649	42	390,833	19
計	573	41,110,806	483	3,838,707	206	
全 管 計	4,261	275,428,392	3,461	17,822,335	1,498	

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

5-2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	課税価格		納付税額	法定相続人の数
			内相続時精算課税適用財産価額	内暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1億円以下	316	26,911,603	178,369	117,012	412,103	776
1億円超	769	106,436,076	545,078	631,228	3,294,394	2,621
2億円 "	245	58,849,074	12,195	535,672	3,437,819	897
3億円 "	118	45,459,732	115,000	261,824	4,639,396	454
5億円 "	34	20,484,249	21,100	74,047	3,058,484	118
7億円 "	13	10,955,942	35,000	42,172	2,113,809	52
10億円 "	1	1,374,324	—	—	239,973	4
20億円 "	2	4,401,019	—	38,000	567,273	8
合計	1,498	274,872,019	906,742	1,699,954	17,763,251	4,930

調査対象等：平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	3	50	105	116	42	—	—	—	—	—	—	—
1億円超	6	40	110	284	194	97	24	9	4	1	—	—
2億円 "	1	7	32	94	56	36	9	3	3	2	—	2
3億円 "	1	2	12	32	45	14	9	1	1	—	—	1
5億円 "	—	2	2	13	12	5	—	—	—	—	—	—
7億円 "	—	—	1	4	3	4	1	—	—	—	—	—
10億円 "	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
20億円 "	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
合計	11	101	262	544	353	157	43	13	8	3	—	3

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、財産価額

財 産 等 の 種 類	被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額
	人	千円
土 地	田(耕作権及び永小作権を含む。)	41,041,129
	畑(耕作権及び永小作権を含む。)	11,705,661
	宅 地 (借 地 権 を 含 む 。)	102,968,468
	山 林	960,458
	そ の 他 の 土 地	9,524,734
	計	166,200,450
家 事 業 (農 業) 用 財 産	屋 屋 、 構 築 物	14,746,046
	機 械 器 具 、 農 耕 具 、 じ ゅ う 器 、 備 品	361,834
	商 品 、 製 品 、 半 製 品 、 原 材 料 、 農 産 物 等	103,522
	売 掛 金	195,076
	そ の 他 の 財 産	589,009
	計	1,249,441
有 価 証 券	特 定 同 族 会 社 の 株 式 及 び 出 資	10,061,947
	同 上 以 外 の 株 式 及 び 出 資	9,707,644
	公 債 及 び 社 債	4,722,656
	投 資 ・ 貸 付 信 託 受 益 証 券	3,004,939
	計	27,497,186
現 家	金 預 貯 金 等	56,643,816
	庭 用 財 産	440,765
そ の 他 の 財 産	生 命 保 険 金 等	9,391,807
	退 職 金 及 び 功 労 金 等	4,592,409
	立 木	241,324
	そ の 他	12,234,169
	計	26,459,708
	合 計	293,237,412
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	29	906,742
債 務	1,200	18,042,122
葬 式 費 用	1,457	3,025,379
	計	21,067,501
差 引 純 資 産 価 額	実	273,173,989
加 算 贈 与 財 産 価 額 / 暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	214	1,699,954
課 税 価 格	実	274,872,019

調査対象等：平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く)。」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。